

大山恵みの里だより vol.158



☆ 大山で遊ぼう月

行楽の秋です！紅葉を楽しんだり、秋の味覚を採ったり、密を避けながら季節を感じる事ができるシーズンです。

大山には、自然の中で楽しんだり、学んだりできる場所がいっぱいあります。

道の駅 大山恵みの里には、大山をもっと身近に感じていただけるように、「山陰の古事記」(524円)や「ENJOY! Mt.DAISEN 大山のあそびかた」(1,650円)という本も販売しています。

山陰の古事記や、大山のレジャー、山野草や昆虫、野鳥から大山寺の歴史まで、興味深く知ることができます。

ぜひ、これらの本を片手に、大山の秋を楽しんでください。



☆ 食欲の秋・美りの秋 大山

8月からさまざまな梨を味わっていただきましたが、いよいよ最終期を迎えました。

二十世紀梨の遺伝子を引き継ぐ王秋梨の登場です。みくりや市・道の駅大山恵みの里でも約5ヶ月にわたる梨シーズンの中でも新甘泉に次ぐ2番目の人気梨です。長期保存も可能な梨なのでお歳暮にもお勧めです。



▲大山町は日本一の産地です

▼大きくて瑞々しい！



問

大山恵みの里公社本部

☎0859・54・6600

道の駅大山恵みの里

☎0859・54・6030



はい！消費生活相談窓口です

大山町内にもかかっています！

「海産物の電話勧誘に注意！」

*必要なければ早く断り、電話を切りましょう。



【事例 1】

「北海道の海産物を安くするので買って下さい」と携帯電話に電話があり、承諾してしまいました。1万5千円で代引きと聞いていますが、不安でやめたいと思い着信履歴の番号にかけましたが、電話に出た人に「関係がない」と言われ断ることができませんでした。今後、どうしたらいいのでしょうか。

【事例 2】

自宅に海産物を買って欲しい、という電話があり、必要ないと断ったが住所、名前がわかっているので送る、と言われ電話が切れてしまいました。届いた場合、どうしたらいいのでしょうか。

【アドバイス】

- 事例のような海産物購入の電話勧誘に関する相談が多く寄せられています。
- 事業者からの突然の電話で購入を承諾した場合、特定商取引法の電話勧誘販売にあたり、契約書面を受取ってから、8日間はクーリングオフにより無条件で契約解除ができます。
- 商品が届いた時、宅配事業者に受取り拒否を伝えましょう。同時に送り状に記載された事業者名、所在地、電話番号をメモしておき、クーリングオフのはがきを出しましょう。
- 商品が届く前に、注文確認の電話があれば断り、通知があった場合は、クーリングオフのはがきを出しましょう。
- 電話だけでは商品の確認ができません。必要なければ、早く断りましょう。

*お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。大山町役場住民課 ☎0859-54-5210 (平日)
鳥取県消費生活センター ☎0859-34-2648 (平日・土日)